

令和7年10月22日

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩 様

袖ヶ浦市下水道事業運営審議会

会長 高野 司



適正な下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料について（答申）

令和7年6月13日付け、袖下第723号で諮問のありました標記の件につきまして、当審議会で慎重に議論を重ねた結果、下記のとおり答申します。

なお、留意すべき事項を付帯意見として申し添えます。

記

1 使用料改定について

本市の料金収入を得ている下水道事業は、公共下水道事業と農業集落排水事業の2事業を実施し、平成23年10月に料金改定が行われ、その後、平成26年4月、令和元年10月に消費税率の変更に応じた料金改定が行われ、現在の料金体系となっている。なお、公共下水道事業、農業集落排水事業とも同一の料金体系となっている。

下水道事業は、公営企業として独立採算制の原則が適用されるが、事業を運営するための費用を使用料収入で賄う事が出来ず、財源の不足分を一般会計からの繰入金で補てんを受けている。一般会計からの繰入金の財源は税金であり、下水道を使用していない市民等も下水道事業に係る費用を負担していることとなる。

こうした現状を踏まえ、下水道使用料及び農業集落排水施設使用料（以下「下水道使用料等」という。）を改定することが適当であると判断した。

2 改定率について

令和5年度の経費回収率は、公共下水道事業約88%、農業集落排水事業約60%であり、両事業とも使用料収入で汚水処理に必要な費用を賄っている状況とされている100%を下回っている。

公共下水道事業、農業集落排水事業とも経費回収率100%の水準となるように改定することが望ましいが、農業集落排水事業では大幅な改定が必要となり、市民生活へ大きな影響を及ぼすため、今回の改定では、公共下水道事業で経費回収率100%となるように約12.5%の改定を行い、農業集落排水事業も同一の改定を行うことが適当であると判断した。

3 料金体系について

- ・二部使用料制、汚水量の区分は変更しないことが適当であると判断した。

本市下水道使用料等の料金体系は、当初より基本使用料と従量使用料からなる二部使用料制を採用し、汚水量の区分については、水道料金の区分と同一であり、使用者に十分に浸透しているため、二部使用料制、汚水量の区分は変更しないことが適当であると判断した。

- ・基本水量制は廃止することが適当であると判断した。なお、基本使用料の改定率は抑制することが適当であると判断した。

単身世帯の増加や、節水機器の普及などから、基本水量内の使用者は増加傾向にある。使用者間の公平性を確保するために、基本水量を解消し、新たに従量使用料を設定することが適当であると判断した。なお、基本水量解消に伴い、小口使用者の負担感が大きくなるため、基本使用料の改定率を抑制することが適当であると判断した。

- ・従量使用料は累進制を維持し、累進度を高くすることが適当であると判断した。

大量排水は下水道施設への負荷も大きくなるため従量使用料は汚水量の増加に応じ大きくなる累進制を維持することが適当であると判断した。累進度は、県内他団体と比較し、低い状況であるため、大口使用者のみ負担増となるような過度な累進度とならない範囲で累進度を高くすることが適当であると判断した。

臨時用については、一般汚水用と同様に約12.5%の改定が適当であると判断した。

4 改定時期について

財源不足に対し、一般会計からの繰入金で補てんを受けて経営している現状を踏まえると早期に改定することが望ましいが、条例改正等の手続きや、使用者への周知期間を確保することが必要であるため、改定時期は令和8年10月1日が望ましいと判断した。

5 付帯意見

- ・下水道使用料等の改定は必要であると判断したが、物価高騰により市民生活も厳しい状況であるため、使用者の負担感を抑えるよう検討いただきたい。
- ・下水道使用料等の改定は、使用者に与える影響が大きいため、十分な周知を行い、理解を得られるよう努めること。
- ・これまでも職員数の削減による経費削減等の経営努力を行ってきたことは認めるが、さらなる経営努力を行うこと。
- ・3年から5年に1度、定期的に下水道使用料等の改定の必要性について検討を行うこと。